

○東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(平成 25 年 10 月 21 日告示第 113 号)

改正 平成 26 年 12 月 5 日告示第 121 号 平成 27 年 4 月 1 日告示第 61 号  
平成 28 年 3 月 31 日告示第 92 号

(目的)

第 1 条 この告示は、小児慢性特定疾病児の福祉の増進を図るため、国の定める「小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について」（平成 27 年 5 月 28 日付け雇児発 0528 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童（以下「小児慢性特定疾病児」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び性能等)

第 2 条 給付の対象となる用具の種目は、別表の種目の欄に掲げる用具とし、当該用具の性能等は、同表の性能等の欄に掲げる要件を満たしたものとす。

(給付の対象者)

第 3 条 給付の対象者は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記載されている者であって、次の要件の全てを満たしたものとす。

- (1) 別表の対象者の欄に掲げる児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）の対象とはならない者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による施策の対象とはならない者

(給付の申請)

第 4 条 用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（様式第 1 号）に、小児慢性特定疾病医療受給者証の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

（給付の決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書（様式第 2 号）により対象者の属する世帯の状況及び必要性について調査し、内容を審査した上で、給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（様式第 3 号）に、東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（様式第 4 号。以下「給付券」という。）を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により用具の給付を行わないことを決定したときは、東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（用具の給付）

第 6 条 用具の給付は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

（費用の負担）

第 7 条 第 5 条第 2 項の規定により給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業実施要綱（平成 27 年 5 月 28 日付け雇児発 0528 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通）別添 2 に定める徴収基準月額及び徴収基準加算月額を支払うものとする。ただし、用具の価格が別表の給付限度額の欄に規定する額を超える場合は、購入費用と給付限度額の差額を負担するものとする。

2 受給者は、用具の納付を事業者から受ける場合は、給付券を添えて、前項の規定により受給者が負担すべき額を事業者に支払うものとする。

（費用の請求及び支払）

第 8 条 用具を納付した事業者は、当該用具の給付に要した費用を請求しようとするときは、請求書（様式第 6 号）に給付券を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該用具の給付に要する費用から受給者が事業者を支払った額を控除した額を支払うものとする。

（用具の管理）

第 9 条 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反した場合には、当該用具の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（給付台帳の整備）

第 10 条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳（様式第 7 号）を整備するものとする。

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 10 月 21 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 5 日告示第 121 号)

この告示は、平成 26 年 12 月 5 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日告示第 61 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日告示第 92 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。ただし、改正後の様式第 1 号の様式及び様式第 2 号の様式の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

別表(第 2 条関係)

種目	対象者	性能等	1台あたり 給付限度額 (円)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	4,810
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	21,170
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	166,320
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	64,800
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	97,200
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	72,360
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,200
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	76,030

頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,130
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	60,910
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	21,600
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	40,820
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	38,880
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの	170,100
ストーマ装具（蓄便袋）	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	111,460
ストーマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	146,450
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	126,360

様式第1号(第4条関係)

東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付調査書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券

[別紙参照]

様式第 5 号(第 5 条関係)

東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

請求書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

東温市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳

[別紙参照]